

第 89 号議案

損害賠償の額の決定について

下記の事件に関し損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 30 日提出

豊川市長 竹本 幸夫

記

1 事件の概要

平成 27 年 1 月 20 日豊川市民病院において相手方の被相続人である患者に対し子宮体がんによる子宮全摘出術を行ったが、手術中の多量出血に伴い、リンパ節の摘出までに至らなかった。その後、経過観察としたところ、患者はがんの転移とそれに由来する合併症で死亡したが、経過観察とする際に、がんのリンパ節への転移の可能性を十分に説明しなかったもの

2 損害賠償の額

4,000,000 円

3 損害賠償の相手方

豊川市在住の 70 代女性（死亡当時）の相続人